

第 20 期

第 16 回

総会議事録

令和 7 年 8 月 19 日

- 開催年月日 令和7年8月19日(火)
- 開催場所 郡山市役所西庁舎5階 5-1-1会議室
- 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	欠席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

- 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 渡 辺 啓 一

【農地調整係主任】 大 堀 寛 和

【農業振興・農業法人係長】 椎 野 かおる

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

- 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

- 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

- 開会宣言 13時57分

- 閉会宣言 14時45分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

中尾 一明

署名人

濱尾 文博

事務局	ただいまより、第16回総会を開催いたします。 本日は、北島 繁和委員から欠席届が出されております。 在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。
会 長	こんにちは。暑い日が続いておりますので、健康には充分注意して農作業にあたってくださいと思います。収穫期が近づいていますので、あまり無理をしないようにしていただきたい。 本日もよろしくお願いいたします。
事務局	郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。
	(全員異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 10番 中尾 一明 委員 18番 濱尾 文博 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。
事務局	議案訂正、追加議案、取り下げはありません。
議 長	ただいまから、議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 古川 弘作委員の調査報告を求めます。

古川 弘作 委員	1 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、経営拡大です。 渡し人は以前より、茨城県に住んでいて4年ほど前に相続で農地を取得しましたが、自分では耕作できないので農地を他人に貸しております。今後も自分では作付けできないことから農地と農家住宅を受け人へ売却することにしました。 農地取得後、受け人は水稻ときゅうりを作付けし、受け人と妻が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について許可と決します。 次に2 番 1 件について、付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。
須永 静夫 委員	2 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、農業開始です。 8月4日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 また同日、現地確認をし、いずれの圃場も適切に管理されて

	いました。 受け人の父と渡し人は友人関係です。受け人は父とともに申請地の管理を手伝っていました。今後も経営拡大を目指す意欲もあります。 また機械や施設は渡し人から借りますので円滑に農業開始ができるものと思います。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について許可と決します。 次に3番から6番までの 4件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。
事務局	3番から6番までの4件について、調査の結果を報告いたします。まず3番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は農業廃止、経営拡大です。受け人と妻が農作業に従事します。 次に4番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。申請の事由は5番との交換です。受け人と娘が農作業に従事します。 次に5番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。

	申請の事由は４番との交換です。 受け人と妻が農作業に従事します。 次に６番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は同一世帯の親子による贈与、経営継承です。 受け人が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第３条第２項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	３番から６番までの ４件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、３番から６番までの ４件について 許可と決します。 次に７番 １件について、付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。
小林正一郎 委員	７番 １件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 ８月１０日に現地確認し、受け人より話を聴いて来ました。 受け人と渡し人は兄妹です。取得後は受け人と妻が野菜、花を 栽培するそうです。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、

	地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	7番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、7番 1件について許可と決します。 次に8番から10番までの3件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	8番から10番までの3件について、調査の結果を報告いたします。 まず8番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 次に9番ですが、貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 借人と妻、次男が農作業に従事します。 次に10番ですが、貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 借人と妻、長男が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、

	地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	8番から10番までの3件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、8番から10番までの3件について許可と決します。 次に11番 1件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	11番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は贈与、農業開始です。 8月4日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、後藤推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 7月30日に現地調査したところ、申請地は適切に管理されていました。 農作業の常時従事要件につきまして、受け人は当該農地の一筆に隣接する空き家になった実家を管理しつつ農業を行っております。 退職後は実家に帰り、耕作していくことのことです。 地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨確約し、地元協力者もあり問題ないと思われます。 また8月12日には代理人である行政書士に聴き取りを行い、申請内容に間違いがないことを確認しました。 以上、農地の効率的かつ総合的な利用の確保等に支障が生じるおそれはありません。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に

	該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	11番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、11番 1件について、 許可と決します。 次に12番 1件について、付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安 委員	12番 1件について、調査の結果を報告いたします。 8月4日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、 事務局職員とともに事前審査会を行いました。 渡し人と受け人は親戚です。受け人は祖父の代から申請地に 隣接する宅地を借り、建物を建てて利用してきました。 今回、建物を修繕するのに合わせて、周囲の農地を譲り受け、 主に自家用野菜を栽培します。 8月3日に現地調査しました。申請地は長年、使われていません でしたが、草木が片付けられていました。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	12番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、12番 1件について

	許可と決します。 次に13番 1件について、付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	13番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 8月11日に現地確認及び聴き取り調査を行いました。 渡し人は高齢のため、耕作が困難で甥にあたる受け人に譲り渡すことにしました。受け人の父親が営農しており、農機具及び農作業のサポートをします。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	13番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、13番 1件について、許可と決します。 次に14番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	14番 1件について調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると

	認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	14番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、14番 1件について許可と決します。 次に15番 1件について、付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。
中尾 一明 委員	15番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、農業開始です。 8月5日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 受け人は渡し人の甥にあたります。 農機具はおじから借りて、妻と二人で野菜を栽培する計画です。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	15番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)

議 長	異議ないものと認め、15番 1件について、許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 古川 弘作委員の調査報告を求めます。
古川 弘作 委員	1番について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、野菜出荷作業所の整備と従業員駐車場の設置、農機具置場の整備です。 農地区分は農用地と判断しました。 8月12日に現地確認及び聴き取り調査を行いました。 申請者はビニールハウス内で野菜などの栽培をしていますがその野菜出荷作業を地面の上に作業台を置いて行っており雨などが降ると地盤がぬかるんだり、虫がわいたり衛生上、良くないため、出荷作業所を整備し、従業員の駐車場を整備するものです。 また宅地通路については、農産物などの出荷に大型トラックなどが出入りするため、十分な幅の道路を確保します。 現在、農業用倉庫が建っておりますが農機具の置き場が不足しているため、農機具置場を設置します。 なお今回の申請地の一部に通路や駐車場として利用している箇所があり、顛末書が添付されています。 取水や汚水はなく、雨水は既存の市道側溝に流します。 立地基準、申請目的実現の確実性、周辺農地への営農条件の障害に問題ないなど農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、上の4筆の農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興

	地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は2－1－（１）－ア－（イ）－bで、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる農業用施設事業です。 5筆目の農地区分は、第1種農地2－1－（１）－イ－（ア）－aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある集団農地です。 許可基準は2－1－（１）－イ－（イ）－c－（a）－i－（ii）で、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設の用に供するために行われるもので次に掲げるもの。 畜舎、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する農業用施設事業です。 二つ目の許可基準は2－1－（１）－イ－（イ）－c－（a）－ivで、耕作又は養畜の事業のために必要不可欠な駐車場、トイレ等で農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設と一体的に設置される駐車場、トイレ、事務所等の農業用施設事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	1 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について、 許可と決します。 続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1 番と2 番の 2 件について付議いたします。 古川 弘作委員の調査報告を求めます。
古川 弘作 委員	1 番と2 番の調査の結果を報告いたします。

	まず1番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、従業員用駐車場、野菜集荷場敷地です。農地区分は第1種農地と判断しました。 8月12日に現地確認及び聴き取り調査を行いました。 申請者はビニールハウス内で野菜などの栽培をしていますがその野菜出荷作業を地面の上に作業台を置いて行っており雨などが降ると地盤がぬかるんだり、虫がわいたり衛生上、良くないため、出荷作業所を整備し、従業員の駐車場を整備するものです。 なお今回の申請地の一部に通路や駐車場として利用している箇所があり、顛末書が添付されています。 取水や汚水はなく、雨水は既存の市道側溝に流します。 次に2番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は郡山市公共下水道工事に伴う資材置場、駐車場設置の一時転用です。農地区分は農用地です。 周辺農地の営農に支障を及ぼさないための処置が取られます。 工事終了後、必ず元の農地に復元し、返却するとの確約書が添付されています。 立地基準、申請目的実現の確実性に問題なく、取水や汚水は資材置場、駐車場として利用するため、計画はなく雨水は既存の側溝に流します。 両方とも立地基準、申請目的実現の確実性、周辺農地への営農条件の障害に問題ないなど農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番と2番の調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 まず1番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで4条 1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(a)-i-(ii)と2-1-(1)-イ-(イ)-c-(a)-ivで、4条1番同様です。

	次に 2 番の 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地 2－1－（１）－ア－（ア）で 4 条 1 番同様です。 許可基準は 2－1－（１）－ア－（イ）－c で、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定に定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	1 番と 2 番の 2 件について、許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、1 番と 2 番の 2 件について、許可と決します。 次に 3 番と 4 番の 2 件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安 委員	3 番と 4 番の 2 件について、調査の結果を報告いたします。 まず 3 番ですが太陽光発電設備のための売買です。 8 月 9 日に現地調査し、渡し人から聴き取り調査しました。 長年、耕作放棄地になっていましたが、業者からの勧誘を受け売買することになりました。 申請地の南側は市道ですが、他は農地です。 耕作放棄地の有効利用の点ではいいかもしれませんが、農地の蚕食、集約の面では個人的に好ましくないと考えますが、許可基準に合ってる以上、許可せざるを得ないと思っています。 次に 4 番ですが、これは 3 番の太陽光発電のための通路として利用するための一時転用です。

	3番の申請地は市道に隣接していますが、市道より約4m高く、工事のための通路が取れないため、東側の農地を利用したいとのことです。 調査の結果、2件とも農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	3番と4番の調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 まず3番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 次に4番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで3番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で3番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。濱尾委員。
濱尾 文博 委員	4番の進入路の一時転用ですが、工事終了後は入れなくなる可能性があると思うのですが。
事務局	工事終了後は、大きな機械の出入りはないと思われます。 管理として草刈り等は年に2、3回やりますが、その際は人の出入りなので一時転用までは必要ないと考えています。 出入りの際は、業者がその都度地権者に話すと思っています。
議 長	その他、ございませんか。
	(質問、意見なし)

議 長	3番と4番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番と4番の 2件について、 許可と決します。 次に5番 1件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	5番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は太陽光発電設備の設置です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 申請地は樹木の伐採、草刈り等で適正に管理されていました。 遊休農地の活用と太陽光発電設備、双方が可能になることから 今回の申請になりました。 盛土、切土は行わず土砂の流出はありません。 雨水は自然浸透、汚水や雑排水は生じません。 周辺農地からは離れており日照や通風等、周辺農地への 影響はないと思われます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	5番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで3番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で3番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番 1件について、

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5番 1件について、許可と決します。 以上で、議案第3号を終わります。 続いて、議案第4号「農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」を議題といたします。 農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画の作成を福島県農地中間管理機構へ要請することについて、次のとおりお諮りいたします。 1番と2番の 2件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	議案第4号別紙をご覧ください。 議案第4号は農地中間管理機構が行う農地の売買特例事業に係る農用地利用集積等促進計画案を定めることについて福島県農地中間管理機構に要請することをお諮りするものです。 農地売買特例事業は所有者から農地中間管理機構が農地を買い入れ、農地中間管理機構から買い受け希望者へ農地を売り渡すものです。 1番と2番の 2件につきまして、買い受け希望者は全部耕作要件、農作業常時従事要件を満たしており、売買価格は過去の売買及び近傍類似価格を参考にし、各委員から確認をいただいております。 農用地利用集積等促進計画を定めることを要請することは適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番と2番の 2件について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番と2番の 2件について原案のとおり決します。 以上で、議案第4号を終わります。

	続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 古川 弘作委員の調査報告を求めます。
古川 弘作委員	1番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 8月4日に事務局職員と現地調査を行いました。 申請地は20年以上、耕作しておらず現在は太い雑木と雑草に覆われており、周りが山林であることから農地に復元することは非常に困難で農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番について、 非農地と決めます。 以上で、議案第5号を終わります。 続いて、議案第6号「令和8年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」を議題といたします。 この件につきましては、農地利用最適化推進委員会議で事前に検討していますので、後藤 秋夫委員長から説明を求めます。
後藤 秋夫委員長	農業委員会等に関する法律第38条に基づき、郡山市長に提出する「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」の内容につきましては5月の農業相談日に、各地区のご意見を検討いただき6月17日に、その意見をもとに推進委員事前検討委員7名による検討を行い、7月24日に農地利用最適化推進委員会議で原案を作成しましたので上程いたします。

	内容につきましては、事務局から説明しますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明を求めます。
事務局	タブレットの「令和８年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」をご覧ください。 まず表紙の次、１ページは前書きになります。 意見提出に係る主旨を記載しております。 ２ページ目をご覧ください。意見の内容になります。 今年度は、項目を４つ設定しました。 １ 農地利用の集積・集約化対策については、地域計画や基盤整備事業の推進など、記載のとおり４つの意見としました。 ２ 遊休農地の発生防止・解消対策については、経営継承のサポートや本市独自の事業の検討、日本型直接支払制度の推進など、記載のとおり４つの意見としました。 ３ 担い手の育成・支援対策については、地域計画に位置付けられた担い手への総合的な支援、就農情報の発信強化や農作業の人材不足対策に支援など、記載のとおり５つの意見としました。 ４ 農業振興対策については、燃油・農業用資材等の価格高騰や鳥獣被害、気候変動などさまざまな課題に対する支援について記載のとおり７つの意見としました。 以上、農地利用最適化推進委員会議で作成した原案となります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの後藤 秋夫委員長及び事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(な し)
議 長	原案のとおり承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、原案のとおり承認と決します。 以上で、議案第６号を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第１号「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、１番から３番までの３件について、

	農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。 続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番から18番までの18件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第2号を終わります。 続いて、報告第3号「許可処分を取り消しについて」 次のとおり1番 1件について許可処分の取消願出書の提出があり適当と認め取り消したので報告する。 報告第3号を終わります。 続いて、報告第4号「農地等の競落について」 農地等の買受適格証明書を交付した競落者から売却調書の提出があり農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書を交付したので報告する。 報告第4号を終わります。 続いて、報告第5号「受理通知書の返納願いについて」 次のとおり受理通知書の返納願の提出があり、郡山市農業委員会規程第17条第26号の規定により受理したので報告する。 報告第5号を終わります。 ただいまの 第1号から第5号までの報告についてご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	以上で報告事項を終わります。次にその他ですが農業振興地域の変更に関して、事務局から説明があります。
事務局	農業振興地域の変更に関して、特別委員会を開催し、許可事項について、ご審議いただきたいと思います。 8月締め切りの案件の審議予定がありますので来月の総会終了後に特別委員会を開催し、郡山市農業委員会

	総会運営要領第6条第1項に基づき、その結果を総会の決定として回答したいと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明について ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	それでは、ただいま説明のとおり進めることにいたします。 その他ございませんか。
	(な し)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第16回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第16回総会（令和7年8月19日開催）の概要

第3条 農地の移動は

15件で、田 59,394㎡ 畑 11,860.91㎡でした。

第4条 農地の転用は

1件で、農業用施設でした。

第5条 農地の転用は

5件で、太陽光発電設備2件、農業用施設1件、一時転用2件でした。